

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年1月16日開催（投資信託協会）]

## 1. フィッシング対策について

- 2023年におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害総額は、それぞれ5,578件、約87.3億円であり、過去と比べて急増している。足元、2024年上半期においては、被害件数1,728件、被害総額約24.4億円となり、被害は高止まりしている。また、フィッシング攻撃による被害は、預金取扱金融機関に限ったものではなく、それ以外の金融機関の顧客に対しても発生している。
- 金融庁は、警察庁とも連携し、一般利用者向けに注意喚起を行っているほか、金融機関に対して、累次にわたりフィッシング対策強化の要請を行ってきた。政府としても、2024年6月の「国民を詐欺から守るための総合対策」（※1）において、フィッシング対策の強化の方策として、「送信ドメイン認証技術（DMARC（※2））への対応促進」を始め、「フィッシングサイトの閉鎖促進」や「パスキー（※3）の普及促進」を掲げている。
  - ※1 国民を詐欺から守るための総合対策（2024年6月18日、犯罪対策閣僚会議）  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>
  - ※2 DMARC(Domain-based Message Authentication, Reporting, and Conformance):SPF・DKIMの認証結果を利用し総合的に送信ドメイン認証を行う技術。受信したメールが正規の送信元から送られてきたかを検証できる技術の一つ。ドメイン管理者は、認証に失敗したメールの取扱いを送信側でポリシー（DMARCポリシー）として宣言できる。これにより、なりすまされているメールは受け取らない、といった強いポリシーを受信側に伝えることができるようになる。
  - ※3 パスキー:パスワードが不要な認証技術。フィッシングサイト等の正規サイト以外のウェブサイトにおいては、認証が機能しないといった観点から認証技術の漏えいリスクを低減できる効果があるとされている。
- こうした足元の状況や「総合対策」を踏まえ、2024年12月24日、金融庁は警察庁と連携し、業界団体を通じ、各金融機関に向け、フィッシング対策の強化を求める要請文を発出した。
- 各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進してきたものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状

況も踏まえ、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合には、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

## 2. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

- 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。
- こうした中、金融庁において、PQC への移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）を 2024 年 7 月から 10 月にかけて全 3 回開催した。

※ 本検討会には、3メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融 ISAC、CRYPTREC 事務局、金融情報システムセンター（FISC）、日本銀行金融機構局、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が参加した。

- PQC への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会は、預金取扱金融機関を想定したものだが、経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにする観点から、本検討会の議論は預金取扱金融機関以外の業態にも参考になるはずである。本検討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を 2024 年 11 月 26 日に公表したので、ぜひ一読いただきたい。

（金融庁ウェブサイト）<https://www.fsa.go.jp/singi/pqc/index.html>

## 3. 「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」の開催について

- 2025 年 1 月から、投資信託協会を始めとする各業界団体や外部有識者から

御協力いただきながら、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」を開催する。

- 本懇談会では、段階別評価の水準感や定義等について議論を行い、業態横断的な共通認識の形成を目指したい。
- また、本懇談会を通じて、信用を前提とする金融機関全体の内部監査水準の向上を促し、国内外のステークホルダーの信頼確保に資するような目線を提示するとともに、金融セクター以外の事業会社や海外金融監督当局も活用できる目線を提供していきたい。
- これまでも折に触れて言及しているが、実効性ある内部監査は、金融機関が持続的に適切な金融仲介機能を発揮していく上で不可欠な前提である。そのため、経営陣等は、内部監査の重要性・有用性をより強く認識した上で、これまで金融庁が紹介した取組事例も参考にしつつ、自金融機関の規模・特性に応じどのような内部監査を目指すのかを議論し、高度化に向け不断の取組を進めていただきたい。

#### 4. 8月の市場変動に係る分析について

- 2025年1月8日に、『FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集- (2025.1) vol.1』を公表し、2024年8月上旬の日本株市場の相場変動に関する分析を紹介している。
- 急激な相場変動が起こるメカニズムを解明し金融システムに対するリスクを評価することは、金融機能の安定のためにも重要である。
- これに加えて、今回のレポートでは、日経平均先物取引の注文・取引明細データを用いて、当時の市場の需給の偏り、主体別の取引集中度、価格変動への影響度、流動性等について分析を行っている。市場関係者への参考にしていただきたい。
- 今後も、高粒度データの利用も含めて、株式市場等の実態把握や分析に取り組んでいく。

## 5. Japan Fintech Week 2025 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催する。
- 2024年3月に初開催した際には、官民様々な団体による関連イベントが開催され、国内外から延べ13,000人以上の方に参加いただいた。今回は、新たに運営に加わっていただくFintech協会とも連携し、更なるコンテンツ拡充等を通じて、金融機関やフィンテック事業者、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出したい。
- 生成AIなどテクノロジーの進展には目を見張るものがあり、金融庁としては、潜在的なリスクに対応いただきつつも、「チャレンジしないリスク」も踏まえて、イノベーションの実現に向けて各投資運用業者にも積極的に取り組んでいただきたい。開催期間中は、その一助となるよう、AIやデジタル資産、資産運用立国、送金・決済、コンプライアンスの高度化等をテーマに多面的な議論とネットワーキングを行う予定である。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。経営層から現場担当者レベルまで様々な方に訴求するコンテンツを用意しており、各投資運用業者においても、是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 2025 概要

- 日時：2025年3月3日（月）～7日（金）【コアウィーク】
- 会場：都内各地、各地方都市で開催予定
- 主催：金融庁、一般社団法人Fintech協会
- ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2025/index.html>

(参考)：FIN/SUM 概要

- 日時：2025年3月4日（火）～7日（金）[4日間] 9:00-18:00
- 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- チケット登録：2025年1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

## 6. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネー・ローンダリング（マネロン）等対策については、各金融機関において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や事例を公表すべく準備を進めている。
- 公表は 2025 年 3 月頃を目指しており、今後パブリックコメントに付す予定である。
- 経営陣においては、マネロンガイドラインで求めている有効性検証について金融庁の公表物を待つことなく、リスクに応じて段階的に着手する必要があると認識し、対応を進めていただきたい。

## 7. NISA 利用状況調査結果について（2024 年 9 月末）

- 2024 年 9 月末時点の NISA 口座数は約 2,509 万口座、総買付額は合計約 49.0 兆円となった。2024 年 1 月から 9 月までの間、2023 年の同時期と比較して、口座数は約 2 倍のペースで、買付額は 3 倍以上のペースで増加しており、今や 18 歳以上の国民の 4 人に 1 人に、NISA 口座を保有いただいている。
- 引き続き、繰り返しになるが、国民の皆様が、安定的な資産形成のひとつの選択肢として、新 NISA 制度を適切に活用できるよう、金融機関においては、わかりやすく丁寧に周知・広報を行うとともに、顧客本位の業務運営を徹底いただきたい。

### <周知・広報を行う上での留意点>

利用者が資産形成に踏み出す前提として、以下の内容を適切に理解できるように周知・広報を行うこと。

- ・利用者自身が、各々のライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が

必要かをよく考えることが重要であること。

- ・長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあること。
- ・資産形成に取り組むに当たっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせて活用することが重要であること。

#### <顧客対応を行う際の留意点>

顧客本位の業務運営を徹底し、特に以下の内容を踏まえて対応すること。

- ・顧客ニーズやリスク許容度の確認
- ・提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明
- ・販売後のフォローアップ等

### 8. クライメート・トランジション利付国債について

- 2024年2月より、世界初の国によるトランジション・ボンドとして「クライメート・トランジション利付国債」(CT国債)が累次発行されており、幅広い投資家から受け入れられたものと評価している。また、既に相当数の投資家が、自社のウェブサイト等において、CT国債に投資した旨を表明しているものと認識している。
- CT国債は、世界の中でもパイオニアとなる取組であり、政府としても一丸となって取り組んでいる。各投資運用業者におかれても、CT国債を購入した場合にはその旨を自社ウェブサイト等で開示していただけると、社会全体のグリーン・トランスフォーメーション(GX)への機運を高める観点からも有意義と考えている。

### 9. 令和7年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和7(2025)年度税制改正要望においては、
  - ・「資産所得倍増プラン」・「資産運用立国」の実現
  - ・「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
  - ・安心な国民生活の実現として、保険関連などの項目を要望した。

- その結果、2024年12月20日に公表された与党税制改正大綱においては、
  - ・ NISA の利便性向上等
  - ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
 など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- NISA の利便性向上等については、金融機関変更時の即日買付が可能となるほか、つみたて投資枠で投資可能なETFに係る要件について、従来の買付方法（定額買付）にくわえて、設定金額内で取得可能な最大口数での買付が可能となる。こうした買付方法の柔軟化を通じ、より多様な商品の提供が実現することを期待したい。
- 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、会社員の企業型 DC・iDeCo 全体の拠出限度額が、賃金の伸びを踏まえ 7,000 円引き上がり、iDeCo の拠出限度額は最大で約 3 倍になることとなった。また、自営業者の iDeCo 等の全体の拠出限度額も同様に 7,000 円引き上がることとなった。
- なお、「NISA 口座の開設後 10 年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認」については、「金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う」と記載されている。
- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていきたい。

#### 10. 「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」について

- 2024年11月22日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①「日本経済・地域経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」、②「物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～」、③「国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～」、の3つの柱に沿って政府として各種施

策が取りまとめられた。

- 金融庁関連としては、
  - ・「資産運用立国」の実現に向けた、コーポレートガバナンス改革の推進や、「金融・資産運用特区」のプロモーションや「Japan Weeks」を通じた日本市場の魅力発信、J-FLEC 等と連携した地域の金融経済教育の充実のほか、
  - ・プロ投資家に対する非上場株式の勧誘における規制の見直しやインパクト投資の更なる普及・浸透等を通じた、スタートアップの資金調達支援のための環境整備、
  - ・レビキャリ（REVIC の人材プラットフォーム）の活用による大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングの促進、などの施策が盛り込まれている。
- 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。各金融機関におかれても、御理解・御協力を宜しくお願いしたい。

#### 11. 10月G20及びG7財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2024年10月23日から24日にかけて、ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介したい。
  - ・まず、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼルIII枠組みの全ての要素を完全かつ統合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、再確認された。
  - ・ノンバンク金融仲介（NBFII）に関しては、その脆弱性に対処し、強靭性を向上させるための、FSB等の作業が支持された。NBFIIにおけるレバレッジによる脆弱性に対処するための勧告への期待が示されるとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告及びマネー・マーケット・ファンドの強靭性に係る政策勧告の実施が支持された。



- ・クロスボーダー送金に関しては、グローバルな目標を達成するための「ロードマップ」の適時かつ実効的な実施へのコミットメントが再確認された。
  - ・暗号資産に関しては、「暗号資産政策実施に関する G20 ロードマップ」に関する最初の状況報告書が歓迎された。また、金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi、ステーブルコインや P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が再確認された。
  - ・最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、2021 年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に基づいた、2024 年の「G20 サステナブルファイナンス報告書」が支持された。また、採用は任意であるが、金融機関及び企業向けの「信頼性があり、強固で公正な移行計画に関するハイレベル原則」が歓迎された。
- また、2024 年 10 月 25 日に G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明では、金融関連の主な内容として、上記の論点に加え、
- ・サイバーセキュリティに関して、サイバー脅威への対応能力を強化し、将来に備えるための G7 サイバー専門家グループの作業が歓迎された。この点において、2024 年 4 月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことが言及された。
- 2024 年 12 月から南アフリカが G20 議長国を、2025 年 1 月からカナダが G7 議長国を務める予定である。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

## 12. IOSCO 代表理事会の開催について

- 2024 年 11 月 7 日に、IOSCO（証券監督者国際機構）の代表理事会がスペイン・マドリードで開催された。今回会合においては、サステナブル・ファイナンスやフィンテック、NBFI、投資家保護など多岐にわたって議論が行われ、様々な最終報告書や市中協議文書の公表が承認された。その中でも特に貴協会と関係が深い、OEF（オープンエンド型ファンド）を中心としたファンドの流動性リスク管理に関する市中協議について紹介したい。

- IOSCO は、2024 年 11 月 11 日、「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告（改正版）」案、及び、本勧告の効果的な実施を支援するための「流動性リスク管理に関する勧告の効果的な実施のためのオープンエンド型ファンドに係るガイダンス」案を公表した。市中協議期間は 2025 年 2 月 11 日まで実施される予定。金融安定理事会（FSB）や IOSCO は、2020 年 3 月のコロナショックに伴う金融市場の混乱を受け、NBF1 セクターの強靱性の強化に向けた作業を進めてきた。上記の両市中協議文書は、2018 年 2 月に公表した流動性リスク管理改善のための勧告及びグッドプラクティスを見直すもので、2023 年 12 月に FSB や IOSCO が公表した最終報告書（※）や最近の市場イベントを考慮し、変更を行っている。

（※） FSB「オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応にかかる政策提言（改正版）」及び IOSCO「希釈化防止のための流動性管理ツール：『集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言』の有効な実施のためのガイダンス」

- FSB 及び IOSCO は、メンバー法域における流動性リスク管理の整備状況に関するストックテイクを 2026 年末までに行う予定。我が国にとっても、「資産運用立国」の施策等により資産運用セクターの役割が今後高まっていけば、流動性リスク管理は重要になっていく。貴協会では、本件への対応につき、既に検討部会を設置して議論を重ねていると承知しているが、投信協規則等の改正について一定の結論を得るべく、改めてしっかりとした引き続きの対応をお願いしたい。

### 13. FSB 移行計画ワーキンググループ（TPWG）によりまとめられたレポートの公表について

- 近年、企業（金融機関及び非金融機関）が気候関連リスクの戦略と管理を明確にするためのツールとして、移行計画への関心が高まっている。移行計画は、ステークホルダーが企業の気候変動及び移行へのアプローチについて情報を得るためにも活用されている。
- 金融安定理事会（FSB）に設置された移行計画ワーキンググループ（TPWG: Transition Plan Working Group）においては、金融庁のチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーの池田議長の下、金融当局の観点から金融安定との関連性について、業界へのアウトリーチの結果も踏まえつつ議論を行

ってきた。2024年1月、報告書をとりまとめて公表することとなったため、御紹介したい。

- 本報告書は、何らかの勧告を行うことは目的としておらず、移行計画の目的や現在の業界の慣行、各国の金融当局による利用の状況を整理し、金融の安定性の評価に移行計画を利用することの限界と課題、可能性について検討した結果をまとめたものである。
- 本報告書はFSB ウェブサイトで近々公表される予定であり、金融庁ウェブサイトにも掲載を予定している。詳細は本文を参照願いたい。

#### 14. 資産運用立国について

- 資産運用立国に関し、監督部門からは、特に「資産運用ビジネスの高度化」、「プロダクトガバナンスの実践」、「資産運用業の健全な発展に向けた組織体制の整備」の三点について、それぞれお願いしたい。
- まず、「資産運用ビジネスの高度化」に関し、「資産運用立国実現プラン」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版」を踏まえ、金融庁においては、資産運用会社の競争力強化やガバナンス改善・体制強化を通じた業界の健全な発展を推進している。
- こうした取組を進めるに当たり、まずは、各業界と現状・課題認識を共有することが重要であることから、2024年10月に一部の資産運用会社に対して、資産運用会社のビジネスに関する状況、具体的には成長戦略、人材育成・確保に向けた取組状況、新興運用業者の促進に向けた取組状況、プロダクトガバナンスの確保に向けた取組状況等に関するアンケートをお願いした。
- アンケート調査を踏まえつつ、必要な追加調査や各業界との対話を行い、6月を目途にその結果を公表したい。
- 足元、プロダクトガバナンスの実践として、不芳ファンドの整理に向け、ファンドの償還・併合の動きもあると承知。制度面・実務面での課題については、一部御相談いただいているところであるが、金融庁としても、不芳ファンドの整理を含め、プロダクトガバナンスの徹底に向けた環境整備を進めていきたいと考えているため、引き続き前広に御相談いただきたい。
- 資産運用業の健全な発展を後押しするための組織体制を整備することも

重要である。

- 2024年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、「金融庁において、銀行・保険・証券の監督担当課に並ぶ資産運用担当部署を設置すること」などを通じて「資産運用業が我が国金融業の中で銀行・保険・証券に並ぶ第4の柱となるよう、業界の発展を継続して推進する」とされていたところ。令和7年度の機構・定員について、新たに資産運用課の設置が認められた。
- また、投資信託協会と日本投資顧問業協会の統合についても、具体的な議論が進められているものと承知している。統合により、自主規制機関としての一層の機能強化が図られ、資産運用業界の健全な発展につながるものと考えており、引き続き、統合に向けた建設的な議論をお願いしたい。

#### 15. ファンドモニタリング調査について

- IOSCO(証券監督者国際機構)等が金融安定に影響を与えるリスクのあるファンドについて、データを徴求するよう求めていることを受けて、2024年6月、金融庁から投資運用業者等に対して、純資産額500億円以上のファンドを対象に投資対象資産や解約可能日数、デリバティブ取引の状況等の報告を求めている。2024年12月に、とりまとめ結果をIOSCOに提出した。本調査結果の概要については、今後、金融庁ウェブサイトでも公開したい。また、本調査結果については、ファンドの流動性リスク管理に係るモニタリングにも活用していく予定である。

(以上)